

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援新制度の概要

平成24(2012)年に成立した子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27(2015)年4月1日から本格施行されました。

子ども・子育て関連3法とは、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律※1、関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正)※2をいいます。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための仕組みとして作られました。

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

※2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

■子育て支援の「給付」と地域子ども・子育て支援事業

◇子どものための教育・保育給付

幼稚園、保育所、認定こども園共通の「施設型給付」と、小規模保育施設などへの「地域型保育給付」という、2つの公的な財政支援を行っています。

こどもの年齢と保育の必要性の有無によって、3つに区分されます。

区 分	内 容	対象施設
1号認定	3～5歳の保育を必要としない学校教育のみの児童	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳の保育を必要とする児童	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳の保育を必要とする児童	保育所、認定こども園、小規模保育施設等

◇地域子ども・子育て支援事業

地域や家庭の実情による充実した保育が必要なこどものいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象にした子育て支援を充実させるため、「地域子ども・子育て支援事業」を市が行う事業として法的に位置付け、その拡充を図ります。

◇子育てのための施設等利用給付

子どものための教育・保育給付の対象外である新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を3歳から5歳まで(小学校就学前まで)のこども又は0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもであって、保育の必要性があるこどもが利用した場合に市町村が費用を支給するものです。

こどもの年齢と保育の必要性の有無によって、3つに区分されます。

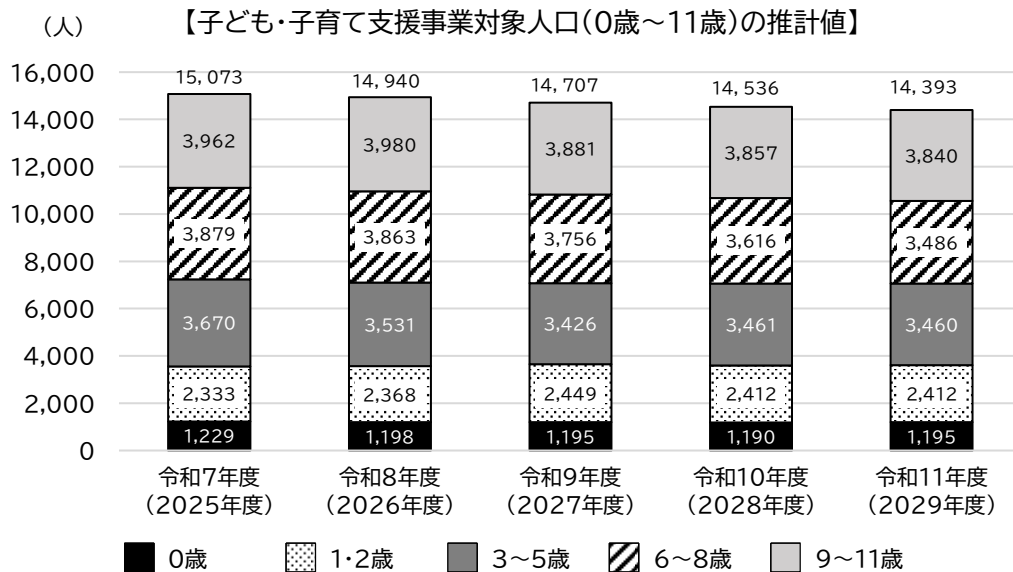
区 分	内 容	対象施設
1号認定	3～5歳の学校教育のみ(保育を必要としない)の児童	新制度に移行していない幼稚園等
2号認定	3～5歳の保育を必要とする児童	幼稚園預かり保育、認可外保育施設等
3号認定	0～2歳の保育を必要とする児童で住民税非課税世帯の児童	認可外保育施設、一時預かり事業等

2 教育・保育の提供区域の設定

本市においては、教育・保育を提供する施設が市内に均等に整備されており、また、鉄道やバスなどの公共交通機関が充実し、交通の利便性が高いことから、これらの資源の効率的な活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域(全市)として、設定します。

3 子ども・子育て支援事業に係る対象人口の見込み

子ども・子育て支援事業に係る対象人口の見込みは、5歳以下の乳幼児は、緩やかに減少していく見込みとなります。6歳以上の児童については、低学年の6～8歳は緩やかに減少し、高学年の9～11歳については、令和8(2026)年度までは緩やかに上昇しますが、令和9(2027)年度からは減少に転じることと見込まれます。



朝霞市住民基本台帳(各年1月1日現在)をもとに、コーホート変化率法(※)で推計

※コーホート変化率法:各コーホート(同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

4 計画の設定と進捗管理

この計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5か年における事業ごとの「量の見込み」及び「確保の内容」を定めて、提供体制や方法、及び実施時期を定めて実施します。また、各年度において、事業の進捗状況を確認しながら、計画の見直しを行います。

「量の見込み」	教育・保育及び子ども・子育て支援事業について、現在の利用状況や将来の利用希望を調査し、その結果を踏まえた、将来必要となる利用人数等の推計
「確保の内容」	「量の見込み」に対する提供体制の確保の内容及びその時期

5 幼児期の学校教育・保育の提供

支援事業番号①

乳幼児に対する学校教育や保育を適切に提供できるように、保護者のニーズに基づき、幼稚園、保育所、小規模保育事業などの基盤整備を行います。

<実績>

◆入所者数(幼稚園5月1日、そのほかは4月1日)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
幼稚園	2,095人	1,931人	1,795人	1,702人
保育所、認定こども園	3,148人	3,237人	3,255人	3,382人
小規模保育事業	399人	456人	447人	436人
家庭保育室	17人	12人	10人	5人

<事業の見込みと確保内容>

◆幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号認定、新1号認定)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込(必要利用定員総数)	1,447人	1,393人	1,352人	1,369人	1,368人
②確保の内容 幼稚園、認定こども園	2,548人	2,548人	2,548人	2,548人	2,548人

※上記の見込みには、市外にある施設の利用を希望した場合や、市外の住民が市内の施設を利用希望した場合の数値は含んでおりません。

◆幼児期の保育【保育所・認定こども園・幼稚園及び預かり保育・小規模保育事業等】

(2号認定、新2号認定、3号認定)

(人)

		令和 7 年度 (2025 年度)			令和 8 年度 (2026 年度)			令和 9 年度 (2027 年度)			令和 10 年度 (2028 年度)			令和 11 年度 (2029 年度)			
		2 号		3 号		2 号		3 号		2 号		3 号		2 号		3 号	
			0 歳	1・2 歳		0 歳	1・2 歳		0 歳	1・2 歳		0 歳	1・2 歳		0 歳	1・2 歳	
①量の見込 (必要利用定員総数)		2,360	275	1,600	2,315	263	1,564	2,272	252	1,528	2,235	242	1,494	2,198	232	1,460	
②確保 の内容	保育所、認定こども園、 幼稚園及び預かり保育、 小規模保育事業等	2,499	350	1,457	2,544	350	1,472	2,544	350	1,472	2,544	350	1,472	2,544	350	1,472	

<確保の方策>

本市の就学前児童数は横ばいで推移していますが、1、2歳児の待機児童が発生する一方、3歳以上児で定員に空きがでている施設もあることから、幼稚園のこども園移行のほか、保育所や小規模保育事業等の整備などにより待機児童の解消に努めます。

さらに、幼稚園の預かり保育事業に補助金を交付することで幼稚園の利用促進を図ります。

また、令和元(2019)年10月より幼児教育・保育無償化が開始されたことにより、保育所や幼稚園の3歳児～5歳児クラスの保育料が無料となり、幼稚園については、預かり保育事業の利用料も無償化の対象となるため、保護者のニーズに合わせて幼稚園、保育所、小規模保育事業等の活用を推進します。

6 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 延長保育事業(時間外保育事業)

支援事業番号②

保育所等を利用するフルタイム勤務の共働き世帯数や通勤時間を含む勤務時間等に合わせた保育時間の延長を実施します。

<実績>

◆延長保育事業の実施箇所数

実施時間	公設保育所	民設保育所
午後6時から午後7時	9か所	31か所
午後6時から午後7時30分	0か所	14か所
午後6時から午後8時	2か所	16か所
計	11か所	61か所

◆延長保育事業の実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1日の平均利用者数(午後6時以降利用人数)	463人	551人	535人	375人

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込	2,531人	2,485人	2,475人	2,473人	2,474人
②確保の内容	3,927人	3,987人	3,987人	3,987人	3,987人

<確保の方策>

延長保育事業は、各保育所等における保育標準時間として提供される11時間の保育時間を超える時間帯に提供される保育であり、本市においては、すべての施設で延長保育を実施しています。

今後も、引き続き延長保育を実施してまいります。

(2)放課後児童クラブ

支援事業番号③

就労等により、昼間家庭に保護者のいない小学生の児童を対象に、放課後や長期休暇中に保護者に代わって保育の場を提供する事業です。

<実績>

◆放課後児童クラブの実績

入所者数(4月1日時点)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1～3年生	1,488人	1,515人	1,562人	1,641人
4～6年生	137人	142人	130人	131人
合計	1,625人	1,657人	1,692人	1,772人

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込 (1～3年生)	1,795人	1,796人	1,749人	1,711人	1,677人
②量の見込 (4～6年生)	188人	188人	183人	179人	176人
③量の見込 (合計)	1,983人	1,984人	1,932人	1,890人	1,853人
④確保の内容	1,854人	1,854人	1,854人	1,854人	1,854人

<確保の方策>

保育の必要性の高い低学年の児童が入室できるよう、民間事業者が運営する放課後児童クラブにも、低学年優先の受入れを求めるとともに、そのほかの効果的な放課後の居場所づくりを推進し、必要に応じ放課後児童クラブの整備を検討します。

(3)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

支援事業番号④

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に里親宅で一時的に児童を預かる事業です。

<実績>

◆子育て短期支援事業の実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間利用者数(延べ人数)	87人	58人	95人	92人

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込 (延べ人数)	110人	110人	110人	110人	110人
②確保の内容 (延べ人数)	110人	110人	110人	110人	110人

<確保の方策>

保護者の様々な理由から児童の養育が一時的に困難となった場合、里親会の協力を得て、児童を受け入れていただける里親家庭と委託契約を締結しています。また、緊急サポートセンター事業の実施についても検討します。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

支援事業番号⑤

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問(生後2か月まで)を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

<実績>

◆乳児家庭全戸訪問の実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
出生者数	1,251人	1,168人	1,183人	1,086人
訪問人数	1,186人	1,109人	1,197人	1,118人
訪問率	94.8%	94.9%	101.2%	102.9%

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込 (訪問人数)	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人
②確保の内容 (訪問人数)	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人
③確保の内容 (訪問率)	100%	100%	100%	100%	100%

<確保の方策>

対象者の把握については、出生後に提出される出生連絡票(お誕生はがき)と生後3か月で出生連絡票が提出されていない家庭の抽出によって行っており、訪問希望のない家庭へも全戸訪問を実施しています。不在の家庭もあり、全数把握には至っていませんが、引き続き訪問を継続していきます。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業

支援事業番号⑥

養育支援訪問事業は、育児ストレス等により、子育てに不安や孤独感を抱える家庭で、養育支援が必要な家庭を対象に、ホームヘルプ等による育児・家事の援助や助産師・保育士による相談・助言を訪問により実施する事業です。

要保護児童支援事業は、様々な理由から家庭での養育が困難になっている児童や保護者を支援するため、関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のために必要な情報交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を行い、迅速な対応ができるようにするものです。

<実績>

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問日数	2日	41日	52日	44日

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込 (訪問日数)	58日	58日	58日	58日	58日
②確保の内容	58日	58日	58日	58日	58日

<確保の方策>

養育支援訪問事業を行う際には、健康づくり課(こども家庭センター)や要保護児童対策地域協議会での検討に基づき、利用決定を行い、訪問先の家庭の理解を得て、養育支援訪問支援員(助産師・保健師等)を派遣します。地域で孤立していたり、こどもの養育に課題があったりする家庭の把握に努め、児童と保護者への支援の充実を図ります。

(6)地域子育て支援拠点事業

支援事業番号⑦

地域子育て支援拠点事業は、保育所や公共施設などの地域の身近な場所で、子育て中の家庭の交流・育児相談等を行う事業です。

<実績>

◆地域子育て支援センターの利用実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	41,017人	50,378人	56,085人	59,684人
施設数	8か所	8か所	8か所	8か所

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込 (利用者数)	60,430人	60,515人	61,838人	61,109人	61,194人
②確保の内容 (利用者数)	60,430人	60,515人	61,838人	61,109人	61,194人
③確保の内容 (施設数)	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

<確保の方策>

子育て支援センターでは、こども家庭センターや併設する保育所・児童館と連携しながら、子育てに関する専門性の高い職員が各施設の特色ある事業を実施するほか、子育て相談等を行います。

(7)一時預かり事業

支援事業番号⑧

様々な理由で、家庭において保育を受けることができない乳幼児を対象に、幼稚園や保育所等において一時的に預かる事業です。

①幼稚園における在園児対象の一時預かり事業

<実績>

◆幼稚園預かり保育の利用実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(年間)	26,388人	29,038人	24,984人	34,686人

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込(年間)	33,394人	32,138人	31,182人	31,501人	31,483人
②確保の内容(年間)	90,720人	90,720人	90,720人	90,720人	90,720人

<確保の方策>

幼稚園の在園児を対象として、教育時間の前後や、夏休み等の長期休業中に預かり保育を行います。市では、幼稚園での預かり保育を推進するため、実施時間や利用者数等に応じて、幼稚園に預かり保育事業補助金を交付します。

②保育所等で実施する幼稚園以外の一時預かり事業

<実績>

◆一時預かり事業の実績(保育所等)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所等	13人/日	11人/日	12人/日	13人/日
ファミリー・サポート・センター事業等	2人/日	2人/日	3人/日	3人/日

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込	74人/日	74人/日	74人/日	74人/日	74人/日
②確保の内容	74人/日	74人/日	74人/日	74人/日	74人/日

<確保の方策>

保育所で行う預かり保育は、保護者の疾病、出産及び親族の介護・看護、そのほか育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどに利用できる制度です。ファミリー・サポート・センター事業等でも、サポート会員による預かり保育が可能です。また、利用者が「施設等利用給付認定」を受けていて、保育の必要性が認められる方の場合、無償化の対象となる場合があります。

(8)病児保育事業

支援事業番号⑨

児童が急な病気となり、保育所等が利用できず、また、保護者も就労などにより保育ができない場合に、病院や保育所などに併設される専用の保育室で、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

<実績>

◆病児保育の実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(年間)	21人	59人	41人	101人
利用者数(月平均)	2人	5人	3人	8人

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込(年間)	150人	148人	147人	147人	147人
②確保の内容(年間)	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人

<確保の方策>

病児保育は、児童の病気の急変などを想定する必要があるため、医師が常駐する医療機関に併設する「医療機関併設型」が望ましいと考えます。現在実施している病児保育を継続しながら、市民のニーズの把握を行い、今後も病児保育を確保します。

(9)ファミリー・サポート・センター事業

支援事業番号⑩

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい方(提供会員)と、育児の援助をしてほしい方(依頼会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

<実績>

◆ファミリー・サポート・センター事業

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
会員数	依頼会員数	1,365人	1,423人	1,460人	1,611人
	提供会員数	274人	272人	279人	272人
利用人数(年間)		3,020人	3,621人	3,928人	4,669人
利用人数(日平均)		8人	10人	10人	12人

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込	24人/日	24人/日	23人/日	22人/日	22人/日
②確保の内容	14人/日	16人/日	18人/日	20人/日	22人/日

<確保の方策>

提供会員の拡大を進めながら、提供する子育ての援助活動の、さらなる質の向上を図るため、提供会員を対象とする研修の充実に努めます。また、緊急サポートセンター事業の実施についても検討します。

(10)妊婦健康診査

支援事業番号⑪

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

<実績>

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
対象者数	1,216人	1,271人	1,166人	1,165人
受診者数	1,167人	1,241人	1,159人	1,141人
延べ受診回数	15,418回	14,959回	14,741回	13,871回

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込 (受診者数)	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人
②確保の内容 (受診者数)	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人

<確保の方策>

母子健康手帳に添付された「妊婦健康診査受診票・助成券」により、妊婦健康診査の費用の一部(14回分)を助成し、妊婦の健康管理の向上を進めています。

(11)利用者支援事業

支援事業番号⑫

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

<実績>

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
母子保健型(施設数)	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型・特定型(施設数)	0か所	0か所	0か所	1か所
こども家庭センター型(施設数)	—	—	—	—

<事業の見込みと確保内容>

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込 (施設数)	基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

<確保の方策>

妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実を目指し、平成29(2017)年10月からは子育て世代包括支援センター(保健センター内)を設置し産後ケアを開始しています。

すべての妊婦に対し、助産師や保健師が母子健康手帳を交付し、子育てのスタートをサポートします。妊娠・出産や子育ての悩み、疑問にお答えするなど、育児サービスの情報を提供します。

なお、児童虐待の相談対応件数の増加等を背景として、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図るため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、妊産婦やこども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置し、児童福祉と母子保健による一体的な相談支援体制を構築します。

また、ファミリー・サポート・センターや一時保育等の子育て支援事業の情報提供、利用についての相談に応じて子育てをサポートします。

なお、保育課の窓口において、保育所等の入園に関する相談や申請を受けます。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

支援事業番号⑬

食事の提供に要する費用(副食費分)について、未移行幼稚園に通う低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。

<実績>

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
対象児童数	196人	195人	190人	182人

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込 (対象児童数)	160人	160人	160人	160人	160人
②確保の内容 (対象児童数)	160人	160人	160人	160人	160人

<確保の方策>

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、補助を行います。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

支援事業番号⑭

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

認定こども園特別支援教育・保育経費は、健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な経費の一部を補助する事業です。

<実績>

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用事業者数	0人／月	0人／月	1人／月	0人／月

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込	2人／月	2人／月	2人／月	2人／月	2人／月
②確保の内容	2人／月	2人／月	2人／月	2人／月	2人／月

<確保の方策>

市内の認定こども園に対して、今後、認定こども園特別支援教育・保育経費事業の活用を図ります。

(14)【新規】子育て世帯訪問支援事業 支援事業番号⑮

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込	24人	24人	24人	24人	24人
②確保の内容	24人	24人	24人	24人	24人

<確保の方策>

児童相談担当部署及び母子保健担当部署、要保護児童対策地域協議会での検討に基づき、利用決定を行い、訪問先の家庭の理解を得て、訪問支援員(ホームヘルパー等)を派遣します。

(15)【新規】児童育成支援拠点事業 支援事業番号⑯

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込	20人	20人	20人	20人	20人
②確保の内容	—	—	20人	20人	20人

<確保の方策>

養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業やヤングケアラー対策事業の推進に活用できるよう、他の自治体の状況や実施主体事業者等を調査・研究し、事業の実現に向け努めます。

(16)【新規】親子関係形成支援事業

支援事業番号⑰

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等そのほかの必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込	48人	48人	48人	48人	48人
②確保の内容	48人	48人	48人	48人	48人

<確保の方策>

埼玉県が開催しているペアレント・トレーニングの専門的な研修を終了した家庭児童相談員が講師を担い、全8回の講座を実施するほか、個別相談においても必要な家庭に対し支援を行います。

(17)【新規】妊婦等包括相談支援事業

支援事業番号⑱

妊婦等に対して面接やそのほかの措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、おかれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談などの援助を行う事業です。

<事業の見込みと確保内容>

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の 見込	妊娠届出数	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人
	1組当たり 面接回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面接実施 合計回数	3,600回	3,600回	3,600回	3,600回	3,600回
②確保の内容		3,600回	3,600回	3,600回	3,600回	3,600回

<確保の方策>

すべての妊婦に対し、助産師や保健師が母子手帳を交付し、子育てのスタートをサポートします。妊娠・出産や子育ての悩み、疑問にお答えしたり、育児サービスの情報等を提供します。

(18)【新規】乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

支援事業番号⑱

保育所等において、6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない乳児又は幼児を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他のほかの援助を行う事業です。

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込	—	62人	62人	62人	62人
②確保の内容	—	62人	62人	62人	62人

<確保の方策>

法律に基づく新たな給付制度として位置付けられる令和8年度から実施予定。実施可能な場所を選定し、事業を実施します。

(19)【新規】産後ケア事業

支援事業番号㉔

出産直後に休養やケアが必要な産婦に対し、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援や休養の機会を提供する事業です。

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込	40人/日	40人/日	40人/日	40人/日	40人/日
②確保の内容	40人/日	40人/日	40人/日	40人/日	40人/日

<確保の方策>

支援が必要な産婦に対し、タイムリーにケアやサポートが行えるよう、産院と連携して対応していきます。